

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、健全な心身の成長や人格の形成に長期にわたって重大な影響を及ぼし、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、人権尊重の精神に基づく教育活動を通して、すべての生徒がいじめを行わず、絶対に許さないという意識と態度を育てなければならない。生徒が充実した学校生活を過ごすことができるよう、いじめの根絶を目的に策定する。

1 いじめ防止等の対策に対する基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃すことなく、適切かつ迅速に対応するために、保護者他関係機関と連携を図りながら、すべての生徒がいじめを起こさないために全教職員が取り組む。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。

2 いじめの定義

<p>いじめ防止対策推進法 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒という。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。</p>
--

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」にて行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言

葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」で情報共有する。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもの生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることもある。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

4 いじめの防止対策等のための委員会

本校のいじめ防止対策等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 組織の役割

①【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

②【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

③【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動内容を説明する。

また、いじめの早期発見のためには、「いじめ防止対策委員会」は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく必要がある。

さらに、生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、生徒が「いじめ防止対策委員会」の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげていく。

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑い

に関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、「いじめ防止対策委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。

(2) 組織の構成員

管理職・主幹教諭・人権教育主任・生徒指導主事・学年主任・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

「いじめ防止対策委員会」は、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、複数の教職員で構成する。上記の構成員に加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を、実効性のある人選として追加する。

(3) 組織運営上の留意点

いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるため、生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、「いじめ防止対策委員会」の機能や目的を十分に果たせるような柔軟な構成とする。また、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるよう、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、構成を適宜工夫・改善していく。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加え対応することも考えられる。

適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。また、実効性の高い取り組みを実施するため、学校基本方針が学校の実情に即応してきちんと機能しているか必要に応じて見直す。

5 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止

根本的ないじめの克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう取組を行う。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

また、生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

①学校づくり・授業づくり

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進
生徒が、それぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながらか、それぞれの「夢」や「志」を育成する教育活動を推進する。

○人権感覚を育む人権教育の推進

生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要がある。そのためには、生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることできるように、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修機会を行う。

○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を推進する。

また、生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

あわせて、生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

○情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

○学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進

いじめを生じさせないためには、生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していく。

そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取組の推進を図る。

○生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動やホームルーム活動を通して、生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。

そのため、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。

さらに、各学校において、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた生徒の主体的な活動を支援する。

②集団づくり・生徒理解

○全教育活動を通じて生徒の豊かな心情を育て、お互いを尊重し思いやりのある集団づくりを行い、行動の実践化に結び付ける。

○生徒会活動の活性化、学校行事を通して、生徒自身がいじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動できる態度を養う。

○発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

③教職員の資質能力の向上

○常に危機感を持ち、いじめに対する取り組みを点検し改善を図るために、年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。

○障害のある生徒が、周囲の生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。

そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促すとともに、障害のある生徒だけでなく、生活の中でつまずきやすい生徒を含めた、すべての生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う必要がある。

また、障害のある生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「就学時引き継ぎシート」、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る

○教職員の不適切な認識や言動で、いじめの誘発・助長・黙認することがないようにする。

6 いじめの早期発見、早期対策等

(1) いじめの発見

①いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人が組織的に連携し、日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒のわずかな変化に気付く力を高める。

②いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

③定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談等について、生徒や保護者に周知する等、生徒や保護者がいじめを訴え、又は連絡しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して早期発見に努める。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施する。

④相談窓口は原則学級担任と教育相談担当だが、部活動の顧問等、教職員の誰にでも相談できることを周知するとともに、内容により複数の教員が対応できるようにする。また、交通指導やPTA活動を通して、登下校時や地域での生徒の情報を集める。

例えば、○アンケート調査、生活ノート、個別面談

○交通指導、休み時間や昼休みの生徒観察、放課後の地域巡回指導

○地域行事への参加、関係機関との情報共有

等を通していじめの早期発見を行う。

(2) いじめの対応

①生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。「いじめ防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。また、いじめを行った生徒に対して毅然とした指導を行う。

②学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校として組織的な対応を行う。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込まないよう徹底し、常に組織的な対応を行い、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案により関係機関との連携を行う。

③いじめをおこなった生徒への指導に当たっては、本人にいじめは被害者の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に対する配慮も必要である。なお、いじめた生徒の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

これらの対応については、教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。

④教育上必要と認める時は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える時には、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、いじめた生徒が自らの行為を理解し健全な人間関係をはぐくむことができるように促す。

⑤生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になることを基本とし、その後も経過を見守る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続する。

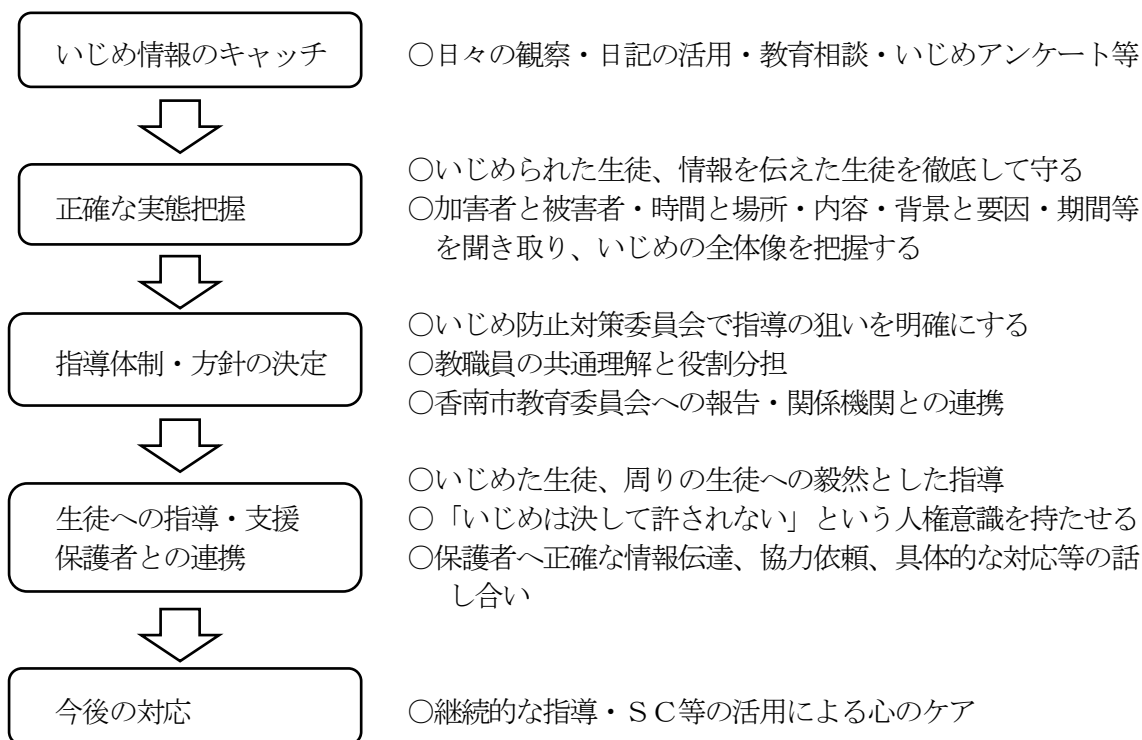
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、

教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

- ⑥生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、生徒に対して、傍観者とならず、「いじめ防止対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

【いじめに対する基本的な対応】



7 PTAや地域の関係団体等と連携について

- (1) PTAや学校評議委員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する場を設ける。
- (2) 学校の体験活動やボランティア活動の充実により、生徒が地域の大人と関わる機会を多く設定する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに香南市教育委員会に報告する。香南市教育委員会の判断により、学校が調査主体となった場合は、学校に重大事態委員会を設け、事実関係を明確にするために適切な方法により調査を行う。いじめ防止対策推進法第28条「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 例えば、
- ①生徒が自殺を図った場合
 - ②身体に重大な障害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定される。

また、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、調査に着手する。「相当の期間」については不登校の定義を踏まえて

年間30日を目安とするが、当該生徒の状況等により迅速に判断する。

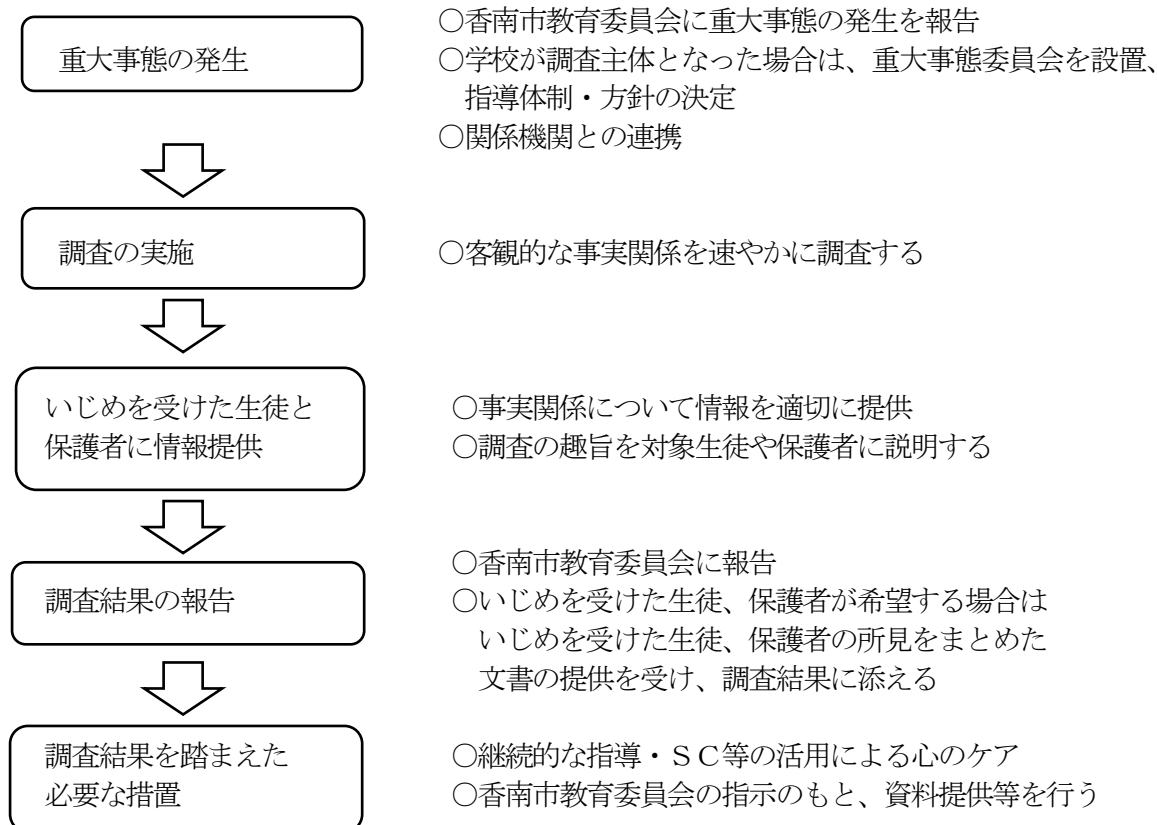
(2) 調査の趣旨、主体、組織、方法等

- ①重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために
行う。特に、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、生徒に対する適切な
支援につなげていくことが最も重要である。
- ②調査を行う組織の構成は、専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関
係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることによ
り、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ③事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃か
ら、誰により行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係、
学校や教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするため
に行う。

(3) 調査結果等の取り扱い

- ①調査結果は、速やかに香南市教育委員会を通して香南市長に事態発生について報告する。
- ②当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の
必要な情報を提供する。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒及びその保護
者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。
- ③調査によって確認された事実関係は、個人のプライバシーの保護に十分に留意し、関係する
生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用する。また、重大事態に至った要
因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、
当該学校のみならず各校の指導の改善に活用する。

【重大事態の対応】 香南市教育委員会の指導・支援により以下の対応にあたる。



附則 この方針は、平成29年1月31日に改正し、平成29年1月31日より施行する。
この方針は、平成30年3月30日に改正し、平成30年3月30日より施行する。